

岡崎市こども発達センター等整備運営事業
基本協定書（案）

平成 26 年 6 月 3 日

岡崎市

岡崎市こども発達センター等整備運営事業

基本協定書（案）

岡崎市こども発達センター等整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、岡崎市（以下「市」という。）と、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループを構成する末尾当事者（構成企業）欄に記名押印する各社（以下、個別に又は総称して「構成企業」という。）は、以下のとおり、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

第1条 目的

本協定は、本事業に関し、市が平成26年6月3日に公表した「岡崎市こども発達センター等整備運営事業募集要項」（その後の修正及び当該募集要項に関する質問に対する回答として公表された回答結果を含む。）（以下「本募集要項」という。）に基づき、構成企業らの応募グループが優先交渉権者として選定されたことを確認し、本事業の実施のために新設される施設及びその附帯設備（以下「本施設」という。）の施設整備業務、維持管理業務、運営業務及び既存施設の改修業務に関する事項並びにそれらに付随関連する事項に関し、構成企業の設立する本事業の実施することのみを目的とする特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）と市との間の事業契約書（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、市及び構成企業双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 当事者の義務

市及び構成企業は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。構成企業は、事業契約の締結のための協議において、本事業の応募手続における市及び岡崎市こども発達センター等整備運営事業者審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重する。

第3条 SPCの設立

- 1 構成企業は、本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号）（その後の変更を含む。以下「会社法」という。）に定める株式会社としてSPCを岡崎市内に設立し、その商業登記履歴事項全部証明書の原本及び最新の定款の原本証明付写しを市に提出する。構成企業は、SPCの本店所在地が変更される場合、SPCから市に対し、事前に書面で通知させる。ただし、構成企業は、SPCの本店所在地を岡崎市外に移転させず、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しない。

- 2 S P Cの株式は譲渡制限株式の1種類とし、構成企業は、S P Cの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを市の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しない。
- 3 S P Cの設立に当たり、構成企業はいずれも必ず出資し、かつ、代表企業は、S P Cの株主中で最大の出資額で出資する。また、本事業の終了に至るまで、代表企業及び構成企業は、そのS P Cにおける議決権保有割合の合計がS P Cの議決権総数の50%超となるように維持し、代表企業及び構成企業以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加を認めることはできない。

第4条 株式の譲渡等

- 1 構成企業は、本事業の終了に至るまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有するS P Cの株式を構成企業以外の第三者に譲渡してはならず、担保権を設定し又はその他の処分をしない。
- 2 構成企業は、市が事業契約第64条第2項第2号、第66条第1項第2号、第67条第1項第2号、第68条第2項第2号、第70条第1項第2号、第71条第1項第2号所定の措置を選択した場合において、その旨の通知を市から受領したときは、その保有するS P Cの株式の全てを、法令に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡しなければならない。

第5条 業務の委託・請負

- 1 構成企業は、本事業に関し、S P Cから設計に係る業務を〔 〕に、建設に係る業務を〔 〕に、維持管理に係る業務を〔 〕に、運営に係る業務を〔 〕に、それぞれ委託し又は請け負わせる。
- 2 構成企業は、事業契約の成立後速やかに、前項の定めるところに従って業務の委託又は請負を受けた各当事者とS P Cとの間で、それぞれ業務委託契約、請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結させ、締結後速やかに、その契約書等の写しを市に提出する。
- 3 各構成企業は、第1項の定めるところに従って委託を受け又は請け負った各業務をそれぞれ自ら誠実に遂行するものとし、また、他の当事者をして、当該当事者が委託を受け又は請け負った各業務を遂行させる。

第6条 事業契約

- 1 市及び構成企業は、本事業に係る事業契約の仮契約を、本協定締結後、平成27年4月を目途として、岡崎市議会に対する事業契約の議決に係る議案提出日までに、市とS P Cの間で締結させる。

- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結について岡崎市議会の議決を得たのちに本契約として成立するものとする。
- 3 前二項の定めにかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、構成企業又は協力企業のいずれかが次の各号に定める事由のいずれかに該当するに至った場合、市は、事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる。ただし、かかる場合であっても、代表企業を除く構成企業又は協力企業につき次の各号のいずれかの事由が生じた場合であって、参加資格要件を満たす範囲で当該事由の生じた構成企業又は協力企業を変更することで本事業の円滑かつ確実な遂行に支障がないと市が認めた場合は、市は、事業契約に関し、仮契約を締結し、本契約を成立させることができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ、同条第 6 項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
 - (2) 独占禁止法第 50 条第 1 項の納付命令を受け、かつ、同条第 4 項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
 - (3) 独占禁止法第 52 条第 4 項の規定により審判請求を取り下げたとき。
 - (4) 独占禁止法第 66 条第 1 項から第 3 項までに規定する審決（同条第 3 項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (5) 独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (6) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の刑が確定したとき。
 - (7) 構成企業又は協力企業が、募集要項等における応募者の制限に該当するに至ったとき。
- 4 市及び構成企業は、事業契約成立後も、本事業の遂行のために協力する。
- 5 各構成企業は、市と S P C との事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙 1 所定の書式による出資者保証書を作成して市に提出する。

第 7 条 準備行為

- 1 事業契約成立前であっても、構成企業は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で構成企業に対して協力する。
- 2 構成企業は、事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を S P C に承継させる。

第8条 事業契約の不調

- 1 事業契約の締結に至らなかった場合（市議会において、債務負担又は事業契約の締結の議決が得られなかった場合を含むが、構成企業若しくは協力企業の責めに帰すべき事由による場合又は市の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合は、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、全て構成企業が連帯して負担する。
- 3 構成企業及び協力企業が参加資格要件を有するにもかかわらず、構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合は、構成企業は、本事業に係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担する。
- 4 市の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合は、既に市が本事業の準備に関して支出した費用について、市の負担とするほか、既に構成企業が本事業の準備に関して支出した費用についても、合理的な範囲において市が負担する。

第9条 有効期間

- 1 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約が終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束する。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了する。ただし、本協定の終了後も、第8条、第10条、第11条及び第12条の定めは有効とする。

第10条 秘密保持等

- 1 市及び構成企業は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に市又は構成企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 市及び構成企業が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面によ

り合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、市及び構成企業は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市と構成企業につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合
- 4 市は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 構成企業は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、市の定める諸規定を遵守する。

第11条 管轄裁判所

市及び構成企業は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第12条 誠実協議

本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び構成企業が誠実に協議して定める。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成____年____月____日

(市)

愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長 内田 康宏

(構成企業)

(代表企業)

[所在地]
[商号]
[代表者]

[所在地]
[商号]
[代表者]

[所在地]
[商号]
[代表者]

[所在地]
[商号]
[代表者]

出資者保証書式

平成____年____月____日

岡崎市

岡崎市長 内 田 康 宏 様

出 資 者 保 証 書

岡崎市及び____（以下「事業者」といいます。）の間において平成 26 年____月____日付で仮契約が締結された岡崎市こども発達センター等整備運営事業（以下「本事業」といいます。）に係る事業契約書（以下「事業契約」といいます。）に関して、____（以下「代表企業」といいます。）を代表企業とする____グループの構成企業である代表企業、____、____及び____（以下総称して「当社ら」といいます。）は、本書の日付をもって、岡崎市に対して下記第 1 項及び第 2 項に定める事項を表明及び保証し、下記第 3 項乃至第 6 項に定める事項を誓約致します。

記

- 1 事業者が、平成____年____月____日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）（その後の変更を含む。）上の株式会社として適法に岡崎市内に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在すること。また、事業者の設立日以降、上記設立について無効の訴え、決議無効・取消の訴え、不存在確認の訴えは係属しておらず、それらのおそれもないこと。
- 2 事業者の発行済株式総数は、____株であり、そのうち____%に相当する____株を、当社らが保有し、そのうち、____株は代表企業が、____株は____が、____株は____が、____株は____が保有していること。
- 3 当社らの事業者における議決権保有割合の合計が S P C の議決権総数の 50%超となるように維持し、代表企業及び構成企業以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法による資本参加を認めず、かつ、資本参加させないこと。
- 4 当社らが保有する事業者の株式を、第三者に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、その旨を岡崎市に対して書面により事前に通知し、岡崎市から事前の書面による承諾を得たうえで行い、かかる承諾を得て当該処分を行った場合に

は、当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、譲受人作成に係る岡崎市所定の書式の誓約書を添えて岡崎市に対して提出すること。

5 第4項に規定する場合を除き、当社は、本事業が終了するときまで、事業者の株式の保有を取得時の保有割合で継続すること。

6 当社は、本書に基づく表明及び保証又は誓約に違反があった場合は、直ちに市に書面により通知するとともに、岡崎市に生じた損害等を連帯して賠償又は補償すること。

以 上